１　主　旨

　内子町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、内子町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう内子町が森林経営管理法に基づく措置、その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

２　森林整備・林業振興の基本的な考え方

　（１）現状と課題

　　　①内子町の森林は約23,248haとなっている。

　　　②内子町は旧市町村単位で３地区に分かれ、さらにいくつかの集落に分散してい  
る。

　（２）基本的な考え方

　　　①内子町は、森林所有者による施業（森林組合への長期施業委託を含む。）

　　　を基本とし、森林経営計画の策定を促しつつ森林の整備を進めることとしている。

　　　②内子町の森林経営管理制度の実施にあたっては、別紙意向調査実施年に基づき、

実施年時点から逆算して10年間施業がなされていない山林について森林経営管

理制度の適切な運用を通じ整備を進める。

③整備にあたっては、制度利用の意向があった現地調査を行い、制度による管理が必要か判断する。また管理の必要が見られた地番については随時集積計画を策定し、間伐等必要とされる施業を行う。

３　森林所有者意向調査について

　（１）対象森林の考え方

　　　ア　対象森林から除外する森林

　　　①森林経営計画策定済森林

　　　②意向調査実施年より起算して10年以内に施業履歴のある森林

　　　　（①、②は内子町森林組合にも確認する。）

③公有林

・国有林

　　　・愛媛県有林

　　　・内子町有林

　　　④団体有林

　　　⑤その他町の判断により除外とする森林

・保安林　天然林

イ　森林経営管理制度の対象とする森林

①上記アに属しない森林について森林経営管理制度の対象候補とする。

②制度対象候補の森林については登記簿から所有者を把握し住民票、戸籍情報を基に意向調査を送付する。

③町内山林の現所有者より制度利用の申出があった際は、後述する現地調査を行い、森林経営管理制度利用の必要性が見られた場合のみ対象森林に加える。

（２）意向調査の方法、スケジュール等

　　①意向調査は令和４年度から開始する。

　　②意向調査は別紙意向調査実施年表に従い、大字ごとで行われる。

　　③法務局より登記簿を請求し、その情報を基に住民票、戸籍一式の公用請求を行い所有者を判明させる。なお登記簿上の所有者が亡くなっていれば、その配偶者及び子の住所を同様の方法で追跡する。

④調査方法は郵送を基本とするが、在住者にあっては地区の状況により個別に対  
応（個別訪問、地区説明会等）も検討する。

　　⑤意向調査の回収は郵送を基本とするが、在住者にあっては直接回収も検討する。

４　意向確認後の森林経営管理の方針

　　意向調査の結果、森林所有者が自ら経営管理を行う場合、または当面実施すべき

施業がない場合を除き、下記のいずれかの方法により森林の適切な経営管理が行わ

れるよう林業事業体と協議を進める。

　　①制度利用のあった地番に現地調査を行い、制度による管理の必要性、可能な施業形態を判断する。

②上記調査により経営管理に適する森林は林業事業体への委託管理を促し、森林経営計画制度に基づく経営管理を基本として実施するように調整する。

　　③上記調査結果及び自然的条件に照らし経営管理に適さないと判断される森林や森林経営計画の策定が困難な森林については、内子町による森林経営管理権の設定を行う。

　　④内子町が森林経営管理権を設定した森林は、境界調査・測量により実施面積を確定させた上で、切捨て間伐を行うこととする。

５　森林経営管理制度の実施コストについて

　　内子町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、現地調査、森林経営管理権の設定、境界調査・測量、森林整備、町民への制度周知等の広報）は森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。

６　その他特記事項

　　①実施方針については必要に応じて見直しを行うものとし、見直しにあたっては愛媛県肱川流域林業振興課及び愛媛県森林管理支援センターの意見を聴きながら進めることとし、その結果は町民が閲覧できるものとする。

　　②意向調査による現地調査の結果は森林簿等に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。

　　③一連の業務は現在の職員体制で開始するが、町の執行体制により、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、近隣の市町と連携し、情報の共有等広域連携体制により検討も行う。

別表　意向調査実施年

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 筆数 | 面積(ha) | 実施年度 | 大字 |
| 1573 | 494.9 | 令和４年度 | 立石 |
| 1354 | 783.93 | 令和５年度 | 石畳 |
| 955 | 303.19 | 令和６年度 | 南山・小田 |
| 2287 | 681.32 | 令和７年度 | 袋口・河内 |
| 2036 | 608.13 | 令和８年度 | 寺村・日野川 |
| 1889 | 468.07 | 令和９年度 | 立山・川中・論田 |
| 令和１０年度 | 立山・川中・論田 |
| 1713 | 577.86 | 令和１１年度 | 中田度・上田渡・吉野川 |
| 1052 | 477.33 | 令和１２年度 | 平岡・宿間・重松・五十崎・大久喜 |
| 1161 | 363.44 | 令和１３年度 | 五百木・城廻 |
| 656 | 204.9 | 令和１４年度 | 村前・知清・内子 |
| 1634 | 613.82 | 令和１５年度 | 臼杵 |
| 1848 | 569.93 | 令和１６年度 | 大瀬中央 |
| 1849 | 528.52 | 令和１７年度 | 本川・大平 |
| 1782 | 527.64 | 令和１８年度 | 大瀬北 |
| 1427 | 504.79 | 令和１９年度 | 中川 |
| 1055 | 293.47 | 令和２０年度 | 大瀬東 |
| 1282 | 363.13 | 令和２１年度 | 大瀬南 |
| 1632 | 502.53 | 令和２２年度 | 北表・福岡・只海・山鳥坂 |
| 976 | 349.22 | 令和２３年度 | 上川 |